

## 日の出町ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 28 日

告示第 77 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、カシノナガキクイムシ等が媒介するナラ菌等により引き起こされるブナ科樹木<sup>いちよう</sup>萎凋病（以下「ナラ枯れ」という。）の被害の拡大を防止するため、町内の立木の所有者に対し、カシノナガキクイムシ等の防除及び被害木の伐採に要する経費の一部を補助するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象となる者は、フラス（木くずとカシノナガキクイムシ等の排せつ物が混ざったものをいう。）が確認されている立木で、ナラ枯れの被害があると町長が認めた次号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内のナラ枯れの被害を受けた、又は受けるおそれのある立木の所有者

(2) 既に納期の経過した分の町税を完納している者

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の掲げる事業とする。

(1) 薬剤（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により登録されている農薬に限る。）の樹幹注入、粘着剤若しくは散布、ビニールシート等被覆、立木くん蒸又はトラップ等を利用した誘引捕殺（以下「防除」という。）

(2) 枯損し、倒木、落枝等により人身、家屋等に危害を及ぼすおそれがある立木の伐倒くん蒸、破砕等（以下「伐採」という。）

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、防除又は伐採に要した費用の 2 分の 1 の額（1 千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）で、合計 20 万円を限度とする。ただし、同一の対策に対しての補助金の交付は 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を着手する前に、日の出町ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び町税等の滞納状況を審査し、補助にあたり決定し、日の出町ナラ枯れ対策事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）又は日の出町ナラ枯れ対策事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容の変更又は中止をしようとするときは、日の出町ナラ枯れ対策事業変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付し町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け、その内容の変更又は中止を承認したときは、日の出町ナラ枯れ対策事業変更等承認書(様式第5号)により補助対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後、速やかに日の出町ナラ枯れ対策事業補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、日の出町ナラ枯れ対策事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知する。

(補助金の支払)

第10条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに日の出町ナラ枯れ対策事業補助金支払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、日の出町補助金等交付規則(昭和54年日の出町規則第3号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(検証)

2 この要綱の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3年後を基準として、補助金についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。